(平成16年6月16日発表)

今回と前回の政権公約(マニフェスト)の比較について (地方分権推進に関する記述)

ます

自由民主党

【今回】

「自民党の約束」 (平成17年8月19日発表)

国と地方に関する三位一体の改革を推進してい

【前回】

「自民党参議院公約(さらに進める小泉改革)」

「地方分権」とあわせて「地方行政改革」を断行

017 三位一体改革の推進

平成19年度以降も地方の意見を尊重しつ つ、一般財源を確保のうえ、地方分権をさらに 推進するとの展望のもと、当面18年度までの 三位一体改革の全体像(補助金廃止4兆円、税 源移譲3兆円規模、地方交付税の見直し)を確 実に実現する。

009 歳出・歳入一体の財政構造改革を実現

18年度において、三位一体改革の一環とし て、所得税から個人住民税への制度的な税源移 譲を実現する。

018 市町村合併をさらに促進

市町村合併の結果、17年度末までに、 1822自治体となるが、合併の進んでない地 域を中心に、さらなる合併を推進する。

019 道州制導入の検討を促進

地方自治および国の統治のシステムを効率的 でスリムなものに再構築するため、道州制導入 を検討する。また、その先行的試みとしての北│「三位一体の改革」で地方の時代を開くために 海道道州制特区を推進する。

小泉改革5つの成果

国と地方の行政を簡素で効率的なものに変える (6)国と地方に関する三位一体の改革を推進して います。

地域にニーズに応える地方主導の行政システム の確立を目指し、国庫補助負担金、地方交付税 の改革、税源移譲を含む税源配分の見直しを三 位一体で推進しています。

地方が裁量度が高く、使い勝手のよい資金を確 保できるよう、平成16年度は1兆円の国庫補助 負担金の廃止・縮減などの改革を行いました。

(小泉改革の3年間)

平成16年度に国庫補助負担金の廃止・縮減など (1兆円)、税源移譲など(6,500億円= 税源移譲4,200億円、特例交付金2,30 0億円)、地方歳出見直しによる交付税の削減 (1兆2,000億円)を実施。今後、改革の全体 像を本年秋までに明示。

税源移譲は概ね3兆円規模を目指し、その前提 として地方公共団体に補助金改革の具体的取り まとめを要請し、これを踏まえ検討。

参議院での重点的な課題への取り組み

(今後はどうすすめるべきか)

地方公共団体は、事務事業の見直しや組織の 改編、人員の削減など徹底した行財政改革を断行 しなければならないことはいうまでもありませ ん。しかし、地方公共団体にその検討を行う時関 する与えない突然の補助金交付税カットは地方公 共団体の改革意欲を削ぎ、政府に対する反発を募 らせるだけです。このため、私たち自民党は以下

- の点を考慮しつつ、「三位一体改革」を推進して いきます。
- (1) 平成16年度からの3年間で約4兆円の補助 金の廃止・縮減などを行い、地方への税源移譲 と交付税改革を行う「三位一体の改革」につい て、残る2年間の工程を遅くとも本年秋までに 明らかにします。
- (2) そのため、税源移譲は概ね3兆円規模を目指します。その前提として地方公共団体に対して、補助金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討します。
- (3) 既存の補助金を見直し、裁量度が高く使い勝手のよい資金を地方が確保できるような仕組みや制度を工夫します。
- (4) 交付税の改革は、地方単独事業、地方公務員 給与などの改革とあいまって実施します。その 際、効率的な行財政運営を促進する改革を進め るとともに、地方公共団体の安定的な財政運営 に必要な総額を確保します。また、地方の行革 努力が報われるよう、交付税を配分します。
- 6 「国から地方へ」地方の自立と都市の再生を 1.「三位一体改革」による地方分権の推進 (公約内容)

2006年(平成18年)度までに補助金4 兆円の廃止・縮減など、交付税の見直し、地方への税源移譲の「三位一体改革」を具体化。地方への裁量を広げる交付金化、統合補助金化などの補助金改革促進。全国一律規制の緩和、許認可権限の移譲推進。

(具体的措置及び今後取り組むべき施策)

三位一体の改革については、「基本方針 2 0 0 3 」などを踏まえ、平成 1 6 年度予算編成において「1兆円」の補助金改革、地方歳出の徹底的な見直しによる地方交付税総額の抑制(対前年度比-約1.2兆円) 所得譲与税の創設などによる税源移譲(約4,500億円)を実現

「今後の取組」「三位一体改革」について、残る2年間の工程を遅くとも本年秋までに明らかにする。税源移譲については概ね3兆円規模を目指すこととし、その前提として地方公共団体に補助金の具体案の取りまとめを要請し、それを踏まえ検討する。

また奨励的補助金の廃止、縮小などを引き続き厳しく進める。

今回新たに盛り込まれたもの

時点修正以外で削除されたもの

公明党

【今回】

「マニフェスト2005」(平成17年8月16日発表)

【前回】

「マニフェスト123」 (平成16年6月8日発表)

地方分権について

三位一体改改革の着実な推進

現在、「官から民へ 国から地方へ」というスローガンのもと政府・与党で進めている三位一体(国庫補助負担金・税源移譲・地方交付税)の改革は、郵政民営化と並ぶ構造改革の要でもあります。

公明党は、2006年度までの改革において、今後も引き続き、概ね3兆円規模の税源移譲をめざし、地方の自由度を拡大するための国庫補助負担金の改革を行います。税源移譲については、所得税から住民税への本格的な移譲を実現します。

2006年度以降の改革については、最終的な国と地方の税源比率を1:1とすることをめざし、これまで同様、地方団体としっかりと協議を行い、地方分権の趣旨に沿った改革となるように進めていきます。

また、21世紀の持続可能な行財政システムを構築するために、道州制の導入ということも 視野に入れた<u>国と地方の関係の抜本的な見直し</u> を検討していきます。

地方分権について

地方分権へ、三位一体改革の推進

21世紀の持続可能な行財政システムを構築するためには、これまでの中央集権型から地方分権型への転換が最も重要であると考えます。国から地方への権限や財源の移譲を積極的に図りつつ、自主・自立の地域社会の確立のため、道州制も視野に入れた「国と地方のあり方」の転換を推進していきます。

三位一体の改革については、地方の意見を十分に聞きながら、その全体像を早期に明らかにします。2006年度までの改革では、概ね3兆円規模の税源移譲をめざし、所得税から住民税への本格的な税源移譲を実現するとともに、地方の自由度を拡大するため、残りの3兆円の国庫補助負担金の廃止・縮減を行います。

地方交付税については、地方の財政運営に支障をきたすことのないよう必要な一般財源の総額を確保しながら、地方の行革努力を反映できる評価システムの導入などにより、地方歳出の一層の抑制を進めます。06年度以降についても、最終的に国と地方の税源比率を1対1とすることをめざし、税源配分の見直しを行います。

今回新たに盛り込まれたもの

時点修正以外で削除されたもの

【 今回 】 「 2 0 0 5 年マニフェスト政策各論 」

(平成17年8月16日発表)

【 前回 】 「マニフェスト(まっすぐにひたむきに)」

(平成16年6月24日発表)

6.地方分権・市民活動支援

(1)分権革命 地域のことは地域で決める社会へ

税金の使い道は地域で決められるよう、18兆円の税財源を移譲します。

霞が関の縦割り行政による弊害と、国・地方のコスト意識の欠如が膨大な税金のムダづかいをもたらしています。その最たるものが「ひも付き補助金」です。民主党は、税金の使い道を地域が自らの責任で決められるように、抜本的な税財源移譲を行います。

ち、国が責任をもつべき事業(生活保護など)に 係わる補助金以外の約18兆円を原則廃止し、3 年以内に税源移譲(5.5兆円)や一括交付金(1 2.5兆円)に改めます。一括交付金は、「教育」 「社会保障」「農業<u>・環境」「地域経済」「その</u> 他」という5つの大くくりで地方へ交付し、そ のくくりの中で地方が自由に使途を決定できる 財源です。従来の「ひも付き補助金」とはまっ たく異なり、中央への陳情も不要になります。 自治体の使い勝手の良い財源が飛躍的に増え、 今までの「縦割り行政」を排して、例えば高齢 者福祉と保育の複合施設の建設など、地域の行 政ニーズに応じた「横割り行政」的な税金の使 い方が可能となります。また、地方に当事者意 識が生じることでムダな事業が減り、地方行政 も効率化がすすみます。<u>なお、地方債制度につ</u> いても、地方の自立と自己責任の徹底を図る観 点から、改革を行います。

第二段階では、国と地方の役割分担を「補完性の原則」に基づき明確にした上で、さらなる税源移譲をすすめます(財源は「一括交付金」)。加えて課税自主権を大幅に強化し、地方の努力による税収確保を促進することによって、自主財源だけで運営できる基礎自治体の割合が、全体の2分の1を超えることを目標とします。自治体間の格差を一定程度調整するために、地方交付税制度を抜本的に改めた、透明性の高い財政

分権革命 - 地域のことは地域で決める社会

地方分権は、日本社会の構造を根本から改め、 地域それぞれの多様な活性化を実現し、住民の厳 しい目によって財政再建を可能とする、真の構造 改革です。民主党は、地域住民が自ら考え、自ら 行動できる社会を実現し、地域の持つパワーが存 分に発揮できる環境をつくります。中央集権の全 国一律・国民不在の「高コスト・満足社会」へと 転換します。

第一段階として、現在の約20兆円の補助金のう 1 地方へ18兆円の税税源を移譲します~税金のち、国が責任をもつべき事業(生活保護など)に 使い道は地域で決める。

電ヶ関の縦割りが地域住民の生活にまで影響を与えています。その最たるものが補助金ででで、 民主党は、税金の使い道を地域が自らの責任の20 められるようにします。そのため、現在の20 円の補助金のうち、国が責任を持つべき補助金 (生活保護など)以外の約18兆円を原則廃止し、では活保護など)以外の約18兆円を原則大枠で原則大枠で原則を成立のみを定め、実際の使途は地方がの良いが飛躍的に増えることによって、今までの「縦割り」を排し、ゆえば高齢者福祉と保育のではある日本の対象を背景に、各自治体の集合体である日本の活性化が可能となります。 調整制度を構築します。また過疎・離島などの 特殊地域については、特別の財政調整制度を設

分権政策を推進するに当たっては、国と地方の 協議を法制化し、地方の声、現場の声を聞きな がら真の分権を実現していきます。

が主役の社会をつくります。

地方分権とは国に集中した権限を、住民(国 民)に返すことです。その際、住民に最も近い 基礎自治体(市町村)に可能な限り権限と財源 を移譲します。特に、人口30万人程度以上の基 礎自治体に対しては、政令指定都市と同等かそ れ以上の事務権限と財源を移譲します。その上 で、基礎自治体にできないことは広域自治体 (都道府県または道州)が、広域自治体にでき

ないことは国が行う、という「補完性の原則」 を徹底します。

住民参加、住民による行政の評価や監視が容易 にできる環境を整備し、住民が地域の主役であ ることを明確にします。政策の決定に住民が参 加し、意思を反映するために最も重要な「情報 公開」「住民の直接参加」を強化するための 「住民自治推進基本法案(仮称)」や「住民投 票法案」を制定します。

地域のニーズに応え、活力を高めるために、国 が政省令などを通じて一律に定めている基準の うち、住民生活に密接に関係するものについて は、地方の条例に委ね、政省令は原則廃止する など、地域住民の判断で決められるようにしま す。

中央政府の権限を限定し、その範囲で強い政府 3 をつくります。

国にあまりにも多くの権限が集中していること が、全国一律の「硬直社会」、住民が政治行政 から疎外される「不満足社会」、地方が国に依 存する「依存社会」をつくっています。任期中 に、中央省庁の権限を限定し、地方自治体との 間の権限配分を明確にすることなどを盛り込ん だ地方自治確立に関する法律を制定します。こ れによって地域のニーズに応じた「柔軟社 会」、住民が政治行政に参加しやすい「満足社 会」、自治体間の健全な競争による「自律社 会」をつくります。

また国は、外交、安全保障、通貨、金融など 限定された分野を担い、機動的で効率的な強い 政府をつくります。

市町村に権限・税財源を優先的に移譲し、住民 2 市町村に権限・財源を優先的に移譲し、住民が 主役の社会をつくります。

> 地方分権とは国に集中する権限を、住民(国 民)に返すことです。そのためには、住民に最も 身近な市町村に、できる限り権限と財源を移譲し ます。その上で住民参加、住民による行政の評価 や監視が容易にできる環境を整備し、住民が地域 の主役であることを明確にします。政策の決定に 住民が参加し、意思を反映するために最も重要な 「情報公開」「住民の直接参加」を強化するため の「住民自治推進基本法案(仮称)」や「住民投 票法案」を国会提出し、その成立をはかります。

> また、法律の範囲内で地域のルールを地域が独 自に決められる権限を拡充(法律による直接委任 条例の範囲の拡大等)し、住民参加・住民協働に よる手応えのある地域づくりを可能とします。

中央政府の権限を限定し、その範囲で強い政府 をつくります。

国にあまりにも多くの権限が集中していること が、全国一律の「硬直社会」、住民が政治行政か ら疎外される「不満足社会」、地方が国に依存す る「依存社会」をつくっています。民主党は、政 権獲得後の任期中に、中央省庁の権限を限定し て、地方自治体との間の権限配分を明確にするこ となどを内容とする地方自治確立に関する法律を 制定します。これによって地域のニーズに応じた 「柔軟社会」、住民が政治行政に参加しやすい 「満足社会」、自治体間の健全な競争による「競 争社会」をつくります。

また国は、外交、安全保障、通貨、金融など限 定された範囲の中で、機動的で効率的な強い政府 をつくります。

新しい地方政治のかたちをつくります。 基礎自治体の規模拡大、基盤強化の中で、都道府県の自主的な判断を尊重しつつ、合併などによる道州制の実現へ向けた制度整備に着手します。同時に、住民に一番身近なコミュニティーを活性化することによって、自立と共生の社会を実現します。シティマネジャー制度の導入や地方議会定数の見直しなど、地方の政治の仕組みに柔軟性をもたせます。

4 道州制の実現へ制度整備に着手します。

基礎自治体の規模拡大、基盤強化の中で、道 州制の実現に向け制度整備に着手します。同時 に、住民に一番身近なコミュニティを活性化する ことによって、自立と共生の社会を実現します。

今回新たに盛り込まれたもの

時点修正以外で削除されたもの